

小学生的朝の居場所づくりモデル事業について

2026年 1月

1 2026年の予定

項目	説明
目的	午前7時から8時ごろまで、学校のビルの中で安全・安心な朝の居場所を作ります。 (子どもの保育や預かりの場所ではありません。)
使うことができる子ども	この取り組みを行っている学校に通っている子ども(1年生～6年生)
使うことができる期間※	2026年4月から2027年3月31日までの平日(週末や祝日・年末年始ではない日) ※長期休業期間(夏休みなどの長い休み)も平日(週末や祝日・年末年始ではない日)は使うことができます。 ※学校の予定や工事で中止になることがあります。
場所※	体育館・多目的室 等
行う会社	(公財)横浜市シルバー人材センター
利用料 (使うときに 払うお金)	お金がかかりません (1年 800 円の保険料があります)
その他	・使う前に登録が必要です。 (登録をした人は登録証をもらいます。登録してから、事業が終わるまでいつでも使うことができます。) ・使うときは保護者や保護者が決めた人も子どもと一緒に来なければなりません。

※使うことができる期間と場所は学校によって違います。2026年の学校の情報は入学説明会でもらうことができます。入学説明会は1～2月にあります。

※この事業はモデル事業です。各学校の状況や使っている人が満足しているかどうかを確認します。その結果で、今年は途中で終わる可能性があります。終わる場合は、登録している人に連絡します。また、来年またこの事業を行う可能性もあります。

2 使い方

(1) 使う前の登録

使う前に登録が必要です。詳細は「小学生的朝の居場所づくりモデル事業利用登録のご案内」を確認ください。

(2) 使う日

- ① 子どもは保護者や保護者が決めた人と一緒に学校に来ます。
※学校の近くに住んでいる人の迷惑をかけないように、車で来ないでください。
- ② 学校の入り口で見守り員(子どもを見る人)に登録証を見せてください。
- ③ 登録証を見せてから、保護者や保護者に決めた人が学校から帰ります。子どもは学校に残ります。

- ④ 子どもは受付をします。子どもが自分の名前と学年を見守り員に言います。子どもは折り紙したり、本を読んだり、静かに時間を過ごします。
2人の見守り員が、子どもたちを見ます。
※ ボール遊びやかけっこなどの運動はできません。
- ⑤ 学校の入り口が開く時間になったら、見守り員が子どもたちに伝えて、みんなで入口に行きます。

3 警報(天気や地震の特別なお知らせ)が出ているとき

- ・午前6時に横浜市で、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「降灰予報」、「特別警報」または「避難指示」が出ているときは、朝の居場所づくりモデル事業は使うことができません。その場合、学校からの連絡は来ません。自分で警報が出ているかどうかを確認してください。
- ・警報が出ていなくても、台風・大雪等の悪い天気になりそうなときは使うことができない場合もあります。その場合、午前6時30分までに「すぐーる」アプリで保護者に連絡します。

4 けがや事故などのとき

- ・軽い(小さい)けがは見守り員が対応(けがをきれいにしたり、ばんそうこうを貼ったりすること)をします。
- ・緊急事態(大きいけがや事故)は、見守り員が保護者に電話をします。
- ・子どものけがの詳しい情報は、見守り員が学校に報告をします。

5 使うときの注意

- ・放課後キッズクラブのような、子どもの保育や預かりの場と違います。見守り員の仕事やこの事業の内容を理解してから使ってください。
- ・子どもが見守り員の注意やルールを守らない、迷惑をかける場合は、使うことが出来なくなります。
- ・子どものクラスが学級閉鎖(インフルエンザなどの流行でクラスが休みになること)になっているときは、休みのクラスの子どものみはこの事業を使うことができません。
- ・子どもの様子を小学校または放課後キッズクラブに伝えることが必要になるときもあります。

6 その他

この紙に書かれた内容は、変更することがあります。くわしい情報は横浜市のホームページで見てください。

【横浜市 小学生の朝の居場所づくりモデル事業 ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/asa2024.html>



【お問い合わせ先】
こども青少年局放課後児童育成課
045-671-4068
kd-houkago@city.yokohama.lg.jp

朝の居場所づくりモデル事業



使いかた



使う前の登録

① 保険料(お金)を払います

保険料は1年800円です。払い方の情報は裏面にあります。
払ったことがわかるものを持ってください。

② 登録メールを送ります

下にあるメールアドレスに、登録メールを送ってください。

【添付(メールにデータを付ける)するもの】

払ったことがわかるもの(裏面に説明があります)

【メールに書く情報】

事業を使う年度(学校の一年)、学校の名前、事業を使う子どもの名前と
ふりがな・誕生日・この事業を使う年度のときの学年・性別、どのぐらいこの
事業を使うか、放課後キッズクラブに登録しているかどうか、保護者の
名前・緊急連絡先(困ったときに連絡できる電話番号)、メールアドレス

※あなたの個人情報(こじんじょうほう)は、横浜市と事業者(見守り委員など)で使います。そのことを理解してから申し込んでください。

【専用メールアドレス】asanoibasyo@yokohamacity-silvercenter.or.jp

申し込んでから「すぐーる」アプリのチャンネルに登録するときに
使う二次元バーコードがメールで届きます。

③ 「登録証」の保存

スマートフォンなどにダウンロードしてしてください。

朝の居場所を使うときは、学校の入り口で「登録証」を見せなければなりません。

④ 「すぐーる」の朝の居場所づくりのチャンネルに登録

登録証と一緒に、チャンネル登録の二次元バーコードを送りますので登録してください。

学校行事や工事でこの事業を使うことができない時、「すぐーる」から使う子どもの保護者に連絡します。



このコードからもメールを
送れます。

登録の時期

この事業を使いたい月の前の月に、上の①と②をする必要があります。

2026年4月から使う場合:3月19日(木)まで

5月から使う場合:前の月の15日まで

登録証とチャンネル登録の二次元バーコードは前の月の25日まで届きます。

この事業を使う前に、③と④をしてください。

登録をしたら、年度の間はいつでも使うことができます。

※登録は年度の終わりまでです。次の年度はまた登録をする必要があります。

一度利用登録すれば、年度内の実施期間中はいつでも利用できます。

ほけん 保険について

◆入る保険について

保険の名前:スポーツ安全保険((公財)スポーツ安全協会)

保険に入る人:子ども 入る区分:A1(傷害保険・賠償責任保険)

【スポーツ安全保険
二次元バーコード】



◆ 保険料の払い方について

(公財)シルバー人材センター、にお金を払います。

次のアまたはイの仕方でお金を払ってください。

※きょうだいまとめて払う場合は【800円×人数】のお金を払ってください。

※振込手数料(振り込みをするときに払うお金)がある場合は、自分で払ってください。

※保険料を払った後、お金を返すことができません。

※保険料を払っても、登録はまだ終わっていませんのでご注意ください。

ア ゆうちョダイレクトでの振込(ゆうちョダイレクトで振り込みます)

【口座番号】 口座記号番号:00240-110835

【お金】 800円×人数

イ ゆうちョ銀行窓口・郵便局ATMで振り込みます

「払込取扱票」(下の画像)の必要などところを書いてから振り込んでください。

※口座記号・番号、加入者名は、手書きもできます。振込取扱票は、各学校の朝の居場所でもらうこともできます(7時~8時)。

払込取扱票

お金
(保険料のお金だけ: 800円×人数)

金額: 千:百:十:万:千:百:十:円

口座記号番号: 00240-110835

加入者名: 公益財団法人 横浜市シルバー人材センター

家の住所
横浜市●区●●町1-1-1

子どもの名前
きょうだいまとめて
振り込む場合はみんなの名前を書いてください。
横浜 さくら 様

通信欄・ご依頼人
小学生の朝の居場所づくりモデル事業保険料
横浜 さくら
045-XXXX-XXXX

◆ 保険料を払ったことが分かるものについて

ア ゆうちョダイレクトで振り込んだ場合:

振り込んだことがわかるページ(スクリーンショットなど)

イ ゆうちョ銀行窓口・郵便局ATMで振り込んだ場合:

「振替払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」

※原本(お金を払ったあとの紙)は失くさないように気を付けてください。

お金を払ったことが確認できない場合、もう一度保険料を払うときがあります。

【問い合わせ先】公益財団法人横浜市シルバー人材センター ☎045-847-1800